

入 札 説 明 書

南部中核拠点 道路予備設計業務委託（その１）

令和 7 年 9 月

奈良県総務部知事公室
防災統括室

南部中核拠点 道路予備設計業務委託（その１）に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県総務部知事公室防災統括室

電 話：0742-27-8091 メールアドレス：bosai@office.pref.nara.lg.jp

2 競争入札に付する事項

（１）業 務 名 南部中核拠点 道路予備設計業務委託（その１）

（２）業務期間 契約日から令和８年３月２４日まで

（３）その他詳細については、別紙「特記仕様書」のとおり

3 仕様書等の交付期間、交付場所等

（１）交付期間

令和７年９月１７日から令和７年１０月１１日まで

（２）交付場所

奈良県防災統括室ホームページにて交付します。

（３）交付資料

①特記仕様書

②入札参加資格確認申請書（様式１）

③業務実績報告書（様式２）

④配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式３）

⑤質問票（様式４）

⑥入札書（様式Ａ）

⑦一般競争入札辞退届（様式Ｂ）

⑧委任状（様式Ｃ）

4 仕様書等に関する質問の受付

（１）提出期限 令和７年９月２２日の午後３時まで

（２）提 出 先 「１ 担当部局」あて

（３）提出方法 質問票（様式４）に質問内容を記入し、電子メールで提出してください。提出後、必ず電話にて提出した旨を連絡してください。

（４）回答方法 令和７年９月２６日までに、奈良県防災統括室ホームページに掲載します。
なお、質問者名は掲載しません。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第２に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）参加表明書の提出の日から入開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下「新法」といいます。）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」といいます。）第３０条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（４）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（５）平成１２年４月１日以降に民事再生法第２１条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申

立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する場合は、以下に定める書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 業務実績報告書（様式2）

入札公告第2の3に掲げる業務実績を記載してください。その業務実績を確認できる資料として、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写しを添付すること。なお、テクリス完了登録等の写しだけで業務内容が判断できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付すること。

テクリス完了登録等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書（契約登録、変更登録、訂正登録）又は登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）の写しを添付するとともに、業務内容が判断できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付すること。また、業務が完了していることが判断できる委託業務等成績評定通知書等、完了実績が明確に確認できる資料を添付すること。

ウ 配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式3）

入札公告第2の4に掲げる資格等があることを示す書面を様式2により作成してください。その内容を確認できる資料として、資格等を証する書面の写し及び雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

(2) 提出期限及び提出先、提出方法及び提出部数

ア 提出期限 令和7年9月30日 午後3時まで
(土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。)

イ 提出先 「1 担当部局」あて

ウ 提出方法 持参又は書留郵便に限ります。
封筒に「南部中核拠点 道路予備設計業務委託（その1）に係る入札参加資格確認申請書在中」と朱書きしてください。

エ 部 数 1部

(3) 入札参加資格確認審査結果の通知

ア 入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を電子メールにより通知します。

イ 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。）以内に任意の書面を1の担当部局に持参して説明を求めることができます。

(4) その他

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された申請書等は返却しません。

7 入開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年10月10日 午前11時

(2) 場 所 奈良県庁東棟2階 災害対策本部室

8 入札方法

(1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札執行回数は2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度（2回目）の入札を行うものとします。ただし、再度

の入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。

- (3) 再度の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。

9 入札の手続き

(1) 入札書の提出

ア 提出期限 令和7年10月9日 午後3時必着

イ 提出先 「1 担当部局」あて

ウ 提出方法 書留郵便に限ります。

- (2) 入札書は二重封筒とし、入札書を入れた中封筒（封印及び封緘をしたもの）を「南部中核拠点 道路予備設計業務委託（その1）に係る入札書 在中」と朱書きした表封筒に入れ、奈良県総務部知事公室防災統括室長あての親展としてください。
- (2) 再度の入札を行う場合がありますので、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書の郵送を認めるものとします。この場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書を別々に封緘し、封書の表面に「南部中核拠点 道路予備設計業務委託（その1）入札書（初度入札）」又は「南部中核拠点 道路予備設計業務委託（その1）入札書（再度入札）」と各々朱書きしてください。
- (3) 再度の入札を辞退される場合は、辞退届（様式B）を入札書と同封し郵送してください。
- (4) 再度入札を行うこととなった際に初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- (5) 複数の封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。
- (6) 初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返却します。
- (7) 一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 所定の入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 5に掲げる入札参加資格のない者のした入札
- (7) 書留郵便でない入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。落札者の決定において、「くじ」を辞退することはできません。
- (4) 「くじ」の実施方法は以下のとおりとします。
- ア 落札者となるべき同額の入札をした者（以下「くじ対象者」といいます。）の入札日（表封筒に印字された郵便局の受付日※1）の早い順に、くじ対象者に対し番号（以下「抽選番号」といいます。）を割り当てます。番号が同数の場合、書留番号※2の下4桁の小さいものから順に割り当てるものとします。
- イ くじ対象者が入札書に記載したくじ用の番号（以下「くじ番号」といいます。）をすべて加算します。なお、くじ番号が未記入の場合は「0」とみなします。
- ウ くじ番号の合計値をくじ対象者で除算したときの余りの値に1を加算した数と抽選番号が一致した者を落札者とします。
- ※1 受付日が印字されていない場合は、担当部課等で入札書を受け付けた日とします。
- ※2 書留番号は、書留郵便において日本郵便が配達記録管理に使用している番号とします。

<例>

業者名	入札書の金額	入札日 (表封筒に印字された郵便局の受付日※1)	書留番号の 下4桁	くじ 番号	くじ 対象者	抽選 番号
A社	5,000,000	2025.10.6	1234	001	○	1
B社	7,000,000	2025.10.7	4567	234	×	
C社	5,000,000	2025.10.8	8901	056	○	3
D社	5,000,000	2025.10.8	0123	089	○	2

くじ番号の合計値＝001＋056＋089＝146

(くじ番号の合計値)÷(くじ対象者数)＝146÷3＝48余り2 2＋1＝3

落札者は抽選番号「3」のC社となります。

- (5) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。

12 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

13 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、12の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

14 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金

を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第 19 条第 1 項ただし書各号の規定のいずれかに該当する場合は、免除します。

(4) 契約書作成の可否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第 17 条第 1 項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を「1 担当部局」に電子メールで提出してください。